

No. 1879

2020・5・25

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

給付金の申請をして、商売継続していこう！

◎三次市・事業者支援給付金

1 事業者につき 10万円

【対象者】 下記のすべてを満たす業者

- ① 令和2年3月から5月のうちのひと月の売上が前年同月の売上と比較して20%以上減少している業者
- ② 市内に本店を有する法人、市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主
- ③ 広島県の感染拡大防止協力支援金を受給していない事業者
- ④ 三次市介護保険居宅サービス事業所等支援金を受給していない事業者
- ⑤ 主たる業の前年の事業収入が120万円以上の事業者

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象

【申請に必要なもの】

- 申請書（請求書） ※民商にあります。 ○印鑑（法人の場合は代表者印）
- 令和元年分の確定申告書の写し ※法人は前事業年度の確定申告書の写し
- 今年度と昨年度の月別の売上がわかるもの（3月～5月分）
- 法人の方は法人番号がわかる書類
- 振り込み口座がわかる通帳の写し（表紙から開いたページ）

【申請期限】 令和2年6月30日（火）

【受付時間】 9時～16時

【申請窓口】 みよしまちづくりセンター（1階ぺぺらホール） ※郵送でも可

【郵送先】 〒728-0011 三次市十日市西6丁目10-45 みよしまちづくりセンター内
三次市商工観光課 宛

サポート会場で
断られるケースも。
民商で無事申請終了！

三次民商では国の持続化給付金の相談や申請を連日、行っています。

広島市で予約制申請会場が開設され、自分でやってみようと電話予約し会場に行かれた会員が書類を準備していたにも関わらず、申請できませんでした。最初に担当者が申請書類を何度も確認し、その書類を見ながら、質問します。担当者は「申告書に事業収入以外に給与収入の記載があるためダメ」と言いました。事業していることを説明すると理解してもらえましたが、次は「確定申告書に売上の記載が無いからダメ」と言われ、結局申請してもらえませんでした。その後、民商に連れられ、売上が分かる自主計算書を添付し、申請が終わりました。

書類の不備で申請できないのはおかしい！経産省は「出された書類で判断する」と回答

全国でこうした事案が相次いでいることから、全商連は経産省に交渉し、「記載内容が確認できる書類を出していただければ判断していく」と回答しています。

しかし、サポート会場や各関係業者団体の会場では、「売上記載が無い」「法人事業概況説明書が無い」と申請

（裏面へつづく）

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

◎安芸高田市・事業継続応援金

1事業者につき 25万円

【対象者】1. 下記の①～③すべてを満たす業者又は④に該当する事業者

- ① 本店所在地が安芸高田市にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する事業者
- ② 2019年以前から事業により売上を得ており、今後も継続する意思がある業者
※事業収入以外の不動産・利子・配当・給与収入などは含まれません
- ③ 2020年2月～6月の期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上が30%以上減少した月がある
- ④ 安芸高田市長が事業の趣旨に基づき対象者として認める事業者

2. 上記の②③の条件を満たしており、かつ次の条件に該当する事業者も対象

- ⑤ 本店所在地が安芸高田市以外にあり、事業所・工場・店舗などが安芸高田市内に所在する業者

【不給付対象者】下記の①②のいずれかに該当する事業者は給付対象外

- ① 安芸高田市に住民票がある者が経営する市外の事業所・工場・店舗など
- ② 2019年7月1日以降に創業を開始した事業者

【申請に必要なもの】

- 様式1 安芸高田市事業継続応援金申請書兼請求書、(裏面)誓約書
- 別紙1 売上比較表 ○チェックシート
- 2019年分の確定申告書の写し (確定申告書別表1、法人事業概況説明書)
- 2019年月別売上帳簿など (2019年2～6月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 2020年月別売上帳簿など (2020年2～6月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 現在事項全部証明書 (登記簿謄本等) ※法人事業概況説明書添付の場合不要
- 会社名義又は団体名義、個人業者の場合は個人名義の振込口座通帳の写し

【申請期限】 令和2年7月31日 (金)

【申請方法】 原則、郵送

【郵送先】 〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田979-2 安芸高田市商工会 宛

表面のつづき

すらさせてもらえない報告が増えていきます。商売を続けるため、あきらめずに左記の書類を準備し、申請していきましょう！

★個人の確定申告書に売上の記載が無い場合・・・年間収入が書いた自主計算書(決算書)

★法人事業概況説明書が無い場合・・・法人事業概況説明書の作成(最低限、法人名と決算期、月々の売上額の記載が必要) ※書類は民商にあります。(エクセルデータ作成も可能)

三次民商では、電子申請の入力や書類の準備など、親切丁寧に相談に乗っています。周りの業者に「給付金のことなら民商へ」と声を掛けてください。スマホやパソコンが無い場合でも申請できます。国の給付金以外にも、民商が要望してきた自治体独自の支援金が創設されました。運動が実を結んだ結果です。

国の給付金同様、申請書の作成や書類の準備など、相談に乗っています。

民商からのお知らせ

◎今号の商工新聞の中に「民商に鯉チラシ」を挿入しています。コロナで困っている業者に渡してください。

◎給付金や協力金、助成金や融資が下りたなどの結果を民商に報告してください。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535 (0824) 62-1654